

小電力無線システム委員会 運営方針(案)

1 審議事項

小電力無線システム委員会(以下「委員会」という。)は、情報通信審議会諮問第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち、次のものを審議する。

- (1)「移動体識別システム(UHF帯電子タグシステム)の技術的条件」のうち「950MHz帯中出力型パッシブタグシステムの技術的条件」
- (2)「デジタルコードレス電話の新方式の技術的条件」
- (1)「80GHz帯高速無線伝送システムの技術的条件」

2 委員会の構成

- (1) 委員会は、情報通信審議会情報通信技術分科会会長から指名された委員及び専門委員により構成する。
- (2) 委員会の主査は、情報通信審議会情報通信技術分科会会長から指名された構成員がこれに当たる。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する構成員が、これに当たる。

3 委員会の運営

- (1) 主査は、委員会の議事を掌握する。
- (2) 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (3) 委員会の会議は、主査が招集する。
- (4) 主査は、委員会の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主査は、関係の職員に調査、審議の協力を求めることができる。
- (6) 主査は、必要があると認める時は、委員会に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) 主査は、委員会の審議を促進するため、作業班を設置することができる。
- (8) その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

4 作業班の構成

- (1) 作業班は、主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班の主任は、主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。

5 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査研究及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班の会議は、主任が招集する。

- (4) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、関係の職員に調査研究の協力を求めることができる。
- (6) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。